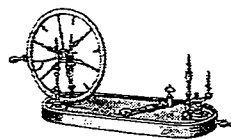


フランス革命の人権宣言

一七八九年と一七九三年

河野健二



一、はじめに

歴史は単なる過去の物語と考えられてはならない。歴史が人々の関心の的となるのは、過ぎ去って再び現れることはないと思われる事柄が、意外にも今の世の中にも形を変えて生きており、また逆に古い昔のできごととみられるものが、見方を変えれば意外に新しく、現代にもそのまま通用するという関係があるからである。つまり、人びとは過去のなかに現在を読みとり、また現在を過去のつながりで知る楽しみのために歴史に向かうのだ。

「歴史は現在と過去との対話」であると言われたり、「歴史は現在の立場から書かれる」と言われたりする理由はここにある。

最近の日本では、東京その他の大都市の地価が激しく値上りし、昔からの商店や住宅のある土地を買占めて、立ち退きを強制する「地上げ屋」が横行し、その背後には不動産を扱う金融業者がおり、またこうして買占められた土地にビルやマンションを建てる開発業者が活躍している。こういう事実は、最近二、三年來の全く新しい現象である。

しかし、少しでも歴史を知っている者からすると、同じような大掛りな現象は今から三百年ほど前のイギリスで初めて現われ、人びとの注目を集めたことを思い出す。その場合は都市の土地ではなくて、農村の土地であったし、金融業者や開発業者よりも、領主や大地主が主役であったが、先祖伝来の農民の土地を取り上げ、その跡地を囲い込んで、そこで大量の羊を飼ったり、飼料作物を作ったりする大規模な運動として展開された。

「囲い込み運動」として知られるこの運動は、あのロビンソン・クルーソーを書いたダニエル・デフォーによって、人間が羊を食うのではなく、「羊が人間を食った」事件として描かれているが、現在の目からすれば、それは貴族や大地主の土地所有と一体になった企業家が、有利確実な牧羊業や農場経営を目指して農民追放をくわだてた結果のできごとであった。現在の東京その他で見られる住民追放もまた、ビルやマンションを建設して、それを内外の大企業や金持に貸つけるという資本のくわだてに他ならないから、まさしくこれは現代の「囲い込み運動」であり、この運動を通じて、かつてのイギリスが

そうであったように、資本が一層、確実に、また急速に農民や市民の生活のなかに浸透し、それを破壊すると同時に、別個の世界を作り上げるのである。

資本が土地をとらえ、農民をとらえ、農業をとらえるという「囲い込み運動」のプロセスは、イギリスが経験してのち百年ほど経ったフランスでも現われた。ジャン・ジャック・ルソーの時代のフランスがそうである。十八世紀末のフランス革命の勃発に大きな影響を与えたルソーの有名な言葉を讀んでみよう。

「ある土地に囲いをして、『これはおれのものだ』と最初に思いつき、その言葉を信じてしまうような単純な人びとを見つけた人間こそ、政治社会の真の建設者であった。囲いの杭を引き抜き、あるいは溝を埋めながら、こんないかさま師のことを聞かないでおこう、果実は万人のものであり、土地は誰のものでもないことを忘れたら、君たちの身の破滅だと、同朋に向って叫ぶ人があったなら、その人はどれほど多くの犯罪と戦争と殺人とから、どれほど多くの悲惨と恐怖とから人類を免れさせたことだろう」(『人間不平等起原論』岩波文庫)。

この含蓄深い文章から汲みとるべきものは多いが、差し当たり注目すべきことは、ルソーが土地を囲い込む人間、すなわち地主や商売人が「これは俺のものだ」と主張し、それを周囲の人間が認めてしまふとき、「政治社会」の建設がはじまると考えていることである。このことをルソーは是認しているわけではない。「政治社会」とは、ルソーが理想とする「自然状態」あるいは「自由と平等」が失われた社会の状態であり、「犯罪と戦争と殺人」「悲惨と恐怖」をともなう社会である。だから、そのことに気づいた人間がいて、「果実は万人のものであり、土地はだれのものでもない」と主張して、囲い込み用の杭をぬき、溝を埋めることが必要であった。しかし、それをあえてする人間は現われず、囲い込む人間の言い分を信じてしまふ「単純な人びと」しか周りにいなかった。政治社会ができ上ったのは、その結果でしかないと、ルソーは説く。

政治社会の建設は、ルソーによると、いわば「原罪」にも等しい人間の行為の結果である。その行為の一つは、もちろん囲い込みをする人間の行為である。同時にまた、

二、強者の権利宣言

一七八九年、すなわちフランス革命が勃発した年の八月に国民議会（「立憲議会」と呼ばれた）が可決した人権宣言は、正確には「人間および市民の権利宣言」という名前のものである。「革命のライオン」とよばれたミラボーや、僧侶のシエース、実業家のムーニエなどが議論をリードして、憲法審議に先立つものとして制定された。

「人間は生まれながらにして自由であり、権利において平等である」という力づよい文章を第一条に掲げたこの人権宣言は、およそ近代デモクラシーの真髄を表現したものであるが、よく知られているように、この宣言は直接的にはアメリカ独立戦争におけるヴァージニアの権利章典（一七七六年）、間接的にはルソーのみならずイギリスのジョン・ロックの政治思想の影響のもとに作られたものである。

なぜ、この種の宣言が必要であったかは、人権宣言に付された前文が説明をあたえる。「国民議会として組織されたフランス人民の代表たちは、人間の諸権利の無

もう一つの行為がある。それは、周囲にいた「単純な人びと」が囲い込む人の言い分を信じてしまったという行為である。この二つの行為の合作こそが政治社会の結成であった。

したがって、政治社会はおのずから、また必然的にでき上がるといったものではない。それは人間の主張や行為の結果である。逆にいえば、人間の主張や行為のいかんによつては、政治社会のあり方は変わらうるのである。ルソーが説いたこうした認識は、ルソー一人のものではなく、フランス革命に先立つ社会において、共通の認識として広く行きわたっていた。「啓蒙思想」と呼ばれる思想潮流がこれである。ルソーほどの尖鋭さは稀れであったけれども、神の権威や、王権の拘束、伝統の支配といったものを、根底から疑い、別の権威や拠りどころを求める時代がきていた。

フランス革命は、したがって、どのような政治社会を構築することが可能であり、また望ましいかをめぐって展開された人間の主張と行為のパフォーマンスであった。

知・忘却または軽視が、公共の不幸と政府の腐敗との唯一の原因であることにかんがみて、人間の自然にそなわった、譲渡できない、神聖な諸権利を厳粛な宣言において提示しようとした……」（『人権宣言集』岩波文庫）。つまり、人権宣言は「公共の不幸と政府の腐敗」という革命前の状態に終止符をうつこと、そのためには権力の作用や政府の任務を人間の基本的権利の尊重という土台の上に基礎づけることのために行われたのであった。

この意味で、人権宣言は一方では「アンシャン・レジームの死亡宣言」（オラル）とされるように、旧体制の復活、再生を拒否するという消極的な性格をもつと同時に、今後制定さるべき憲法の基本原理を確定するという積極性をも併せもつものであった。しかし、全体として、前者のほうに重点があつたことは否定できない。議員たちは、王権や貴族の専制から一刻も早くのがれる事を望みはしたものの、新しい政治・社会体制をどう構築するかについては、人権尊重という点での幅広い合意をえるにとどまったからである。

ただ、注目されるのは、人権宣言が単に人権尊重を説

くにとどまらなかったという点である。例えば、現代の人権宣言である「世界人権宣言」(一九四八年)では、さまざまな種類の差別や、さまざまな人権が列挙され、差別の撤廃と人権の尊重が謳われているけれども、人びとがどのような権力の下で、どういう制度的保証を受けるかについて深く問うところがない。つまり、どのような国家や政権の下であろうとも、人間が個人としてもつ権利や反差別が強調されているのである。

十八世紀末の人権宣言は、これとはちがって人権の主張は権力のあり方とストレートにつながっている。というよりは、権力の存在そのものが人権を確保するためのものであり、それ以外に権力の役目はないことが強調される。一七八九年の宣言の第二条には、こう書かれている。「およそ政治的結合の目的は、人間の自然に備わった、消滅することのない諸権利を保全することである」。また、第三条も、こう述べる。「およそ主権の根源は、本質的に国民のうちに存する。如何なる団体も、個人も、明白に国民から発していない権力を行使することはできない」。すなわち、国家や主権という既存の存在が人権

を保護するのではなくて、人権や国民という存在が国家という政治的結合や主権を生み出し、作り上げるのである。人権が目的であって、国家はそのための手段ないしは装置なのである。つまり、人権と国家が直結して考えられている点が重要である。

ところで、この場合の人権の内容はいかなるものであったか。人権宣言の第二条は言う。「これらの権利は、自由・所有権・安全および圧政への抵抗である」。宣言の第四条以下は、おおむねこれらの権利の内容説明にあてられる。「他人を害しないすべてを成しうる」ことが「自由」であり、「所有権は神聖で侵すことのできない権利である」などである。「安全」や「圧政への抵抗」が謳われているのは、王権や特権身分の暴虐がさまざまな記憶されていた証拠である。

一七八九年の人権宣言が「自由」と「所有権」に重点をおいて、それらをいずれも「自然権」と規定したことは、この宣言の社会的性格をあらわやかに示すものである。ここで、「ある土地に囲いをして、『これはおれのものだ』と」言った人間を取り上げたルソーを思い出さざるをえ

ない。前に見たように、ルソーは囲い込みには反対であり、またかれは財産はできるかぎり平等であることを主張したので、「所有権」を自然権としては認めなかった。囲い込みの自由やあるがままの所有権などは、むしろルソーが非難し、反対した当のものであった。囲い込み運動が社会の近代化を進め、資本主義化を促進したことはすでにのべたが、八九年の宣言は一見、「自由・平等」というルソー好みの言葉を用いながら、実はルソーが批判して止まなかった政治社会のありようを声高く宣言したのであった。

八九年の宣言が「人間と市民の権利宣言」と題されていることも重要である。宣言は「人間」の権利を主張する一方では、法の作成に協力し、租税を負担し、その使途を追求する権利を「市民」に認めている。つまり、政治的決定に参加する「市民」と一般人民とを区別しているのである。マルクスはこの点に注目して、「市民」をブルジョワジーとし、「人間」をプロレタリアートとして論じたことがある。しかし、八九年の人びとの真意は、むしろ老若男女を含む人間一般を参政権の主体としての

「市民」から区別する点にあったものと私は思う。

いま一つ重要なことは、この宣言が言論、思想の自由を保証している点である。「思想および意見の自由な伝達、人間の最も貴重な権利の一つである」(二一条)。自由な経済活動と呼応して言論の自由を積極的に肯定した点もまた「啓蒙の世紀」にふさわしい考え方であった。しかし、このリベリズムが容易には定着しがたいものであったことは、フランス革命およびその後の経過が示すとおりである。

最後に、この宣言が認めるさまざまな権利は、法律によって確定されなければならない。また法律が禁止する場合には認められないという法治主義の立場が貫かれている点にも注意しなければならない。この宣言はのちの一七九一年の憲法の制定を予想し、そのための基本原則をあらかじめ宣告することを目的とするものであり、それ自体として完結した性格をもつものではなかった。人権宣言の内容を保証する法律が生まれて、はじめてさまざまな権利が具体的な権利として動き出すのである。

八九年の人権宣言は、およそ以上のような内容と性格

をもつものであった。「自由」と「所有権」に重きをおくこの宣言は、自由主義的であり、またブルジョワ的なものであり、十八世紀以来、官職や法律業務、商業や金融、農産物や農産加工業を通じて力をつけてきたブルジョワたちの要求や理念をつよく反映するものであった。ブルジョワたちは経済力や知識、才能をよりどころとして、古い習慣や権威が支配する社会、特権身分や王権が思うままにふるまう政治体制をしだいに掘り崩してきた。戦争や外国遠征などの結果、税金の徴収をめぐる王権と特権身分との対立が深刻となり、公然とした紛争がはじまった時点で、ブルジョワは王権にたいする反抗をくわだて、自分たちの要求と理念を人権宣言に盛り込むとしたのである。

こういう歴史的背景からわかるように、八九年の人権宣言を必要とした社会層は新興のブルジョワ層であり、かれらは政治的権利は阻まれていたが、経済的・社会的にはすでに有力な階級として活動していた。ミラボーやシエースは、この階級の有能な代表選手として名をあげたにすぎない。したがって、かれらの権利宣言は、いわ

ば「強者」の権利宣言であって、疎外され、追いつめられた「弱者」の権利宣言ではなかった。いわば、実力を十分に蓄えた人間が、その実力を認めさせるために行ったのが、この宣言であった。

三、弱者の権利宣言

フランス革命が一七八九年の人権宣言から一七九一年の憲法制定までのプロセスで終了していたとすれば、ルソーが皮肉をこめて書いたように、「政治社会」の「真の建設者は「土地に囲いをした」者たちであつただろう。その代わり、フランス革命が世界史のなかで特筆大書されることもなかっただろう。フランス革命の独自性は、「政治社会」の建設がこの段階で完了することなく、さらに一層の前進を求めて急進化し、そのことがまた激烈な反作用を呼び起して二転三転したところにある。いまだ一度ルソーに戻れば、「杭を引き抜き」「溝を埋めながら」「同胞に向って叫ぶ」人間が現われたのである。ジャコバンという名の政治結社が生まれ、そのうちの山岳派と呼ばれた人びと、ロベスピエール、サンジユストなど

が活躍したのは、この故であった。

ロベスピエールはルソーの崇拜者であり、人民主義の政治家であった。九一年の憲法を作成するに当たっては、人民主権と民主主義の徹底を主張して活躍した。ロベスピエールが属したジャコバン・クラブは、最初は政治的変革を望む人びとの広汎な組織であったが、王権と貴族の抵抗、戦争熱、宣戦布告などの状況の切迫にともなうて、フイヤン派やジロンド派などの右派が脱退し、急進派のみを糾合する組織に変化して、最後は最左翼のモンターニュ派（山岳派）と同じ党派になってしまふ。一七九二年八月の王政反対のクーデターの結果としての共和政の実現、さらに一七九三年五月末のジロンド派追放のクーデターは、ジャコバン・モンターニュ派による民衆への精力的な働きかけの結果であった。

短期間、政局の主導権を握ったジロンド派は、一七九三年四月、数学者で革命家のコンドルセが主宰して作成した人権宣言を成立させた。この宣言は自由主義的な性格をもつと同時に、初等教育の義務制などの社会性をも加味した注目すべきものであるが、山岳派のクーデター

によってあえなく消滅させられた。そして、山岳派が主導権をもつ一七九三年六月の権利宣言および憲法が、そのあとに登場した。

一七九三年の憲法は、民主主義的憲法の模範として有名なものであるが、同時にそれは成立はしたものの実施されなかった「まぼろし」の憲法としても有名である。従来の議会に代わる組織であつた国民公会は、この年の十月になって、平和回復の日まで「革命政府」に一切を委ねることを決め、合法性を顧みないこととなったからである。あまりに完全な憲法は、同時に、あまりにも非現実的で実施不可能であつたのである。

では、「あまりにも完全な憲法」における人権宣言は、どういう内容のものであつたか。「すべての市民」が決して「圧制により圧迫され、墮落させられないために」宣言されたこの条例は、何よりも社会性と平等に基礎をおいて構想されている。

「社会の目的は、共同の幸福である」（第一条）。自然権とは「平等・自由・安全・所有権」である（第二条）。ここで、「平等」が第一位におかれ、「所有権」が最後に

おかれていることに注目すべきである。山岳派の理想は、ルソーがそうであったように、「平等社会」の実現であった。「すべての人間は本性上、また法の前に平等である」(第三条)。この宣言は、当時の現実を反映して、所有権の存在を認め、「労働・耕作・商業」の自由を約束するけれども、しかし「公共の必要」が要求し、「事前の正当な補償」があれば、所有権の一部が奪われることを承認する(第十九条)。それは社会保障を実現し、「平等」を達成するために不可欠だからである。

すなわち、「公けの救済は、一つの神聖な負債である。社会は不幸な市民に救済をあたえ、また労働することができない人びとの生存の手段を確保することにより、これらの人びとの生計を引き受けなければならない」(第二十一条)。また、「教育はすべての者の必要物である。社会は全力をあげて一般の理性の進歩を助長し、教育をすべての者の手の届くところにおかねばならない」(第二十二条)とされていることがこれを示す。社会性を帯びた平等社会が追求されていることは明らかである。

要約していえば、九三年の人権宣言は弱者の権利宣言

である。力は弱い、社会の大多数を占める民衆、いわゆる「人民」の幸福と利益を至高のものとして設定し、政治や法律をそれに従わせる点に、この宣言の眼目があった。しかし、もしも政治や法律がこの人民の権利を侵害するとすれば、人民はどうすればよいのか。この宣言は人民の反抗する権利のみならず、反抗する義務までを主張する。「政府が人民の権利を侵害するとき、反乱は、人民および人民の各部分にとって権利の最も神聖なものであり、また義務の最も不可欠なものである」(第三十五条)。だが、こうした反乱は実際には可能であっただろうか。人民の幸福を至上命題とする国家が、もし実現したとすれば、その国家が人民の反乱を正当なものとして受け入れることは、自己矛盾に陥ることではないのか。こうした疑問が残らざるをえないが、いずれにしても文言の上では完璧な人権保障の規定が日の目を見ることとなった。

すでに述べたように、この人権宣言を含む九三年の憲法は、成立したものの二ヵ月後には施行延期となった。オーストリア、プロシアにイギリスが加わって戦局が重

大化し、国内の反抗はやまず、政府は総動員令を出し、また物価や食料品価格の統制を実施する必要にせまられていた。こういう状況のなかで、どうして人権の保障がありうるのか。その時の「平等」は、むしろ不自由の平等や、貧困の平等でしかなかった。それだけではなく、政治の実権は議会ではなくロベスピエールほか少数の公安委員会の手に握られ、公安委員会は内外の敵に対処するために革命裁判所を作り、容疑者の逮捕や処刑を意のままに行なった。ギロチンをフルに動員した流血の日々がつづいた。「恐怖政治」あるいはジャコバン独裁もしくはロベスピエール独裁とよばれる約一年間のできごとである。

完全な、あるいは理想的な権利宣言が、現実政治の上での完全な人権無視やテロリズムと結びつくという背理、矛盾を一体どう考えるべきか。これこそフランス革命が時代に先駆けて、私たちに提示している問題である。この問題はフランス革命以後の歴史のなかで、フランスに限らず、各国の歴史のなかで、繰り返し現われてきた。社会主義運動の歴史のなかでも、また共産主義の革

命史のなかでも、立派で文句のつけようのない宣言文や理念の開陳と、現実政治の上での独裁や秘密警察、粛清との同時存在という事実にと欠くことはない。人間存在とその歴史に固有の根本的な問題がここにある。それは歴史のたぐらみであろうか、それとも人間の背負う罪なのだろうか。安易な結論をくだすにはまだ早い。いま少しく事態の推移を見ておく必要がある。

四、残された課題

八九年の人権宣言を一步進めたかに見える九三年の宣言は、事実上は絵にかいた餅に終わった。現実政治の上ではテロリズムが荒れ狂い、人権は無視された。政局がやや安定して、人権宣言や憲法が問題とされるにいたるのは、一七九五年、執政政府の下での議会においてであった。

「共和暦第三年の憲法」に付けられた宣言は、「人間および市民の権利義務の宣言」と題されることで、当時の政治状況を反映している。すなわち、まずそれは九三年の宣言を八九年の宣言に向かって移行させたものであ

り、人権の内容について「平等・自由」とあったものを「自由・平等」に置き換え、「単一で不可分の主権」という規定をなくして「権力の分割」を明示し、またロベスピエール時代のような独裁の再来を防ぐために「何びとも適法な授権がなければ、なんらの権威をも行使できず、なんらの公職にもつけない」とこととした（第一九条）。

いま一つは権利宣言の中に義務規定を盛り込んだことである。人権に対応して人間の義務を説くこととなれば、その内容はまず権力にたいする義務、すなわち祖国や法律、社会秩序や所有権の維持にかかわる義務にならざるをえない。そうすると、この宣言は弱者の権利要求をくつがえして、権力への弱者の義務を説くものに転換したことになる。この意味では、「人間」よりも「市民」を優越させた八九年の路線が復活したものと見る事ができる。義務規定はさらに進んで、個人の私生活や内面にも及ぶ。「何びともよい息子、よい父親、よい兄弟、よい友人、よい夫でなければ、よい市民ではない」（第四条）。「何びとも法の率直で宗教的な遵奉者でなければ、有徳者ではない」（第五条）。こういう事態にまで到達すれば、

人権宣言が本来もった趣旨はまったく骨抜きにされ、空洞化される。フランス革命における反動のはげしさを思わざるをえない。

この権利義務の宣言以後のフランスは、周知のようにナポレオンの台頭、帝政、ナポレオン戦争、ブルボン朝の復活という具合に反動の風潮が強まり、八九年の精神さえも見失なわれた。これほど激烈な歴史の動きが何にもとづくかを一言で説くことはできないが、十八世紀中期から十九世紀初頭にいたる歴史過程では大きく二つの力が作用していたものと見られる。その一つは旧来の特権身分につながり権力の中枢を占めてきた官僚・軍人・大ブルジョワジーの一群であり、いま一つは身分の上でも、政治上も特権をもたない市民層であり、その先頭には法律家や自由職業家、知識人などが立っていたし、その後方には農民大衆や都市の小市民がいた。革命は前者に強烈なパンチを加え、八九年につづくプロセスはその成果を確立するかに見えたが、王権の抵抗および戦争がその成果をおし流してしまふ。その逆境のなかで、革命派が分裂し、そのうちの急進派が孤立しながら強行突

破をはかろうとする。そのため大胆な譲歩策として九三年の権利宣言が用意され、小市民や小農民をひきつけたのである。しかし、結果的にはその努力は失敗した。歴史の力学は再び前者を政治の表面におし出し、そのエリートがナポレオン・ボナパルトその人であった。ナポレオンは少なくとも八九年の路線の継承者であったが、戦争に敗れて、政治の路線がさらに後退したことは、すでに述べたとおりである。

十九世紀における八九年宣言の復活は、一八一四年の憲章に始まり、ついで一八三〇年の七月革命後に出された憲章で一層明らかとなる。王室はブルボン朝からオルレアン朝に移行するが、その過程で王権の力は大きく後退し、反対に市民権と議会の権限が強化される。八九年の宣言が描いて見せたブルジョワ自由主義の社会は、一八三〇年代から四〇年代にかけて定着したものとみとめてよいであろう。

八九年以後の半世紀は、八九年の人権宣言が定着するために要した期間であると同時に、八九年の宣言に対する不満の表現である九三年の宣言の精神が、ふたたび実

現を求めて噴出するために要した期間でもあった。八九年と九三年の二つの宣言が、近代社会を特徴づける二つの宣言として作用しつづけ、現代もまたそうであることは、きわめて重要な事実である。例えば国際連合が一九六六年に採択した「国際人権規約」はA規約とB規約の二つに区分され、A規約では労働の権利や労働組合に加入する権利などの社会権が扱われ、B規約では思想、表現、結社の自由などのいわゆる自由権が扱われ、それぞれの取扱いを異にしている。すなわちA規約の権利については各国は報告書を提出すればよいのに対して、B規約の権利については報告書の審査が行われるという（安藤仁介「ジュネーヴからのメッセージ」『創造的市民』一九八八年、参照）。

私の解釈では、国連の取り扱いにおける違いは、B規約に当る自由権はすでに十八世紀末以来確立されたものであり、近代国家はすべてそれを義務づけられるのに反して、労働権や団結権などの社会権（A規約）は、現代社会になって生まれたもので、従ってなおすべての国に定着したものと見なしたいという事情に由るものと思

われる。つまり、八九年の宣言は確認するが、九三年の宣言についてはなお慎重な取り扱いを要するということである。

話をもとに戻すと、フランスでは労働の権利は一八四八年の二月革命の結果、成立した臨時政府によって認められた。ルイ・ブランという社会主義者が臨時政府の一員となり、つぎのような布告を出した。「臨時政府は労働による労働者の生活を保証することを約束する。政府は労働者が自己の労働の利益を受取るために、かれらの間で団結する必要があることを認める」。労働の権利という言葉の意味は、この時代には失業者が労働の機会があたえられることと同じであり、したがってそれは弱者たる労働者にたいして政府の保護が加えられることに他ならなかった。

しかし、革命の熱気が失われるにつれて、労働者にたいする政府の態度は急に冷淡なものとなった。この年の十一月に成立した憲法は、その前文において、つぎの二つを共和国構成の原理として掲げた。「フランス共和国は自由・平等および友愛を原理とする。フランス共和国

は家族・労働・所有権・公秩序を根底とする」。こうして、労働権や団結権に関する規定は憲法の条項としては見られなくなり、ただ労働や労務の「自由」が保障されるだけになってしまった。労働者は憲法の文面の上では「強者」として扱われ、ただその「自由」だけがみとめられたという事態は、きわめて象徴的である。弱者としての労働者の権利が確立されるためには、なお半世紀ほどを必要とした。土地を囲い込んで、「これはおれのものだ」と主張する人間に向って、「杭を引き抜き、溝を埋めながら」抗議する人間の権利は、早くから気づかれてはいながら、それほど長い間、認められなかったのである。

さらに、つけ加えると、労働者をはじめとする弱者の権利が人間の基本的権利として認められ、国際規約や憲法にかきこまれることは重要なことに違いないが、問題はそれらの権利が具体的にどのような仕組みで保障されるかにある。もしも、弱者の権利を実際に確保する手だてを考えるとすれば、それは一つには弱者が含まれる国や国際的な統治機構の力を一層つよめることによるか、

それとも弱者を包んでいる非政府的な民間組織の機能を強化するかのいずれかによる外にはないであろう。いわゆる社会民主主義の政府や共産主義の政府が、少なくとも立て前の上で追求してきた政策は前者であった。それが二十世紀の歴史的経験であった。しかし、これらの政府が機能や権限を強化することは、当然、すでに述べてきた強者の権利、即ち市民の政治的・経済的権利とは矛盾せざるをえない。自由を求める市民の要求は、政府や権力の干渉や介入と衝突するからである。社会主義や共産主義を掲げる国家が行き詰まらざるをえなくなった理由は、ここにある。

こう考えると、現代の社会が当面している課題はもはや明らかである。それは一方では市民的自由を確保しつつ、他方、市民の連帯や協力のなかで弱者の権利を保障する方途を探究することである。そうでなければ、現代の社会は「福祉国家」という名前をもつ権力国家のなかに吸収される運命をもつであろう。現代人はそのことの危険性についても敏感でなければならぬ。市民の連帯や協力がみのり豊かなものとなるとき、人権宣言はもは

や権力にたいする要求ではなくなり、市民の相互協力の目標として新たに設定し直されることとなる。そういう展望のなかで問題を再構成することが必要である。

参考文献

高木八尺ほか編『人権宣言集』（岩波文庫）。G・ルフェー
ヴル著、高橋幸八郎ほか訳『一七八九年—フランス革命序論』
（岩波書店）。河野健二著『フランス現代史』（山川出版社）。
同『現代史の幕あけ』（岩波新書）など。

（かわのけんじ・京都市立芸術大学学長）